

社会保障審議会企業年金部会
確定拠出年金の運用に関する専門委員会運営規則

平成29年2月14日

社会保障審議会企業年金部会運営規則(平成25年10月29日企業年金部会決定)第3条の規定に基づき、この規則を制定する。

(委員会の設置)

第1条 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第66号)の施行に当たり、確定拠出年金の運用について、より専門的な見地から検討を行う必要があるため、社会保障審議会企業年金部会の下に、「確定拠出年金の運用に関する専門委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員長の指名)

第2条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から部会長の指名する者がこれにあたる。

(委員会の招集等)

第3条 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を整理する。

3 委員長に事故があるときは、委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者が、その職務を代理する。

(代理者の出席)

第4条 委員長は、委員が委員会に出席できない場合であって、当該委員からあらかじめ申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。

(審議の公開)

第5条 委員会の審議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、審議を非公開とすることができる。

(委員会の庶務)

第6条 委員会の庶務は、厚生労働省年金局企業年金・個人年金課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。